

補助第83号線(十条Ⅲ期)整備における高低差処理及び 用地測量に係る説明会

開催状況報告

◆説明会概要

「補助第83号線(十条Ⅲ期)整備における高低差処理及び 用地測量に係る説明会」を令和 7年8月29日(金)、30日(土)の2日間、旧清水小学校(十条仲原 4-5-17)で開催しました。

開催日時	参加者数
令和 7年8月29日(金)19:00~20:40	31名
令和 7年8月30日(土)13:30~15:10	41名
	計72名

◆主な意見

【高低差処理の事業手法選定に関すること】

Q1 高低差処理については、副道を整備する手法が採用されたということで良いか。

A1

・都としては、新設する区間から先の現道の拡幅・隅切り整備も含め、今回ご提示した副道整備案で進めたいと考えています。

【副道整備に関すること】

Q2 補助第83号線への接続が一か所に限定されるが、このリスクについて、どのように考えているか。

A2

・都としても、地区内の防災性という点は課題と捉えており、新設する区間から先の現道の拡幅・隅切り整備により、骨格となる区道を整備し、緊急時における緊急車両の通行路及び避難路を確保していきたいと考えています。地区内の生活道路の拡幅や無電柱化については、引き続き北区と協力して検討していきたいと考えています。

Q3 今回示された副道線形のイメージは大きく変わるようなことはあるか。

A3

・副道の線形については、今後、関係機関等と協議しながら決定していきますが、現在のイメージから大きく変わることはないと考えています。

【状況調査に関すること】

Q4 調査範囲が広く設定されているが、副道から離れた位置も影響があるということか。

A4

・調査範囲は、副道に係る可能性がある宅地とその周辺の宅地としています。事業範囲については、今後設計を行う中で関係者等と協議をしながら固めていきますが、範囲は最小限となるように検討していきたいと考えています。

Q5 状況調査をするということだが、転出、残留の意向を聞いたうえで副道の線形を詳細に検討していくということか。

A5

・状況調査は、換地の活用の検討に当たり、対象の皆様の権利関係や転出、移転といった今後の土地利用のご意向を再確認させていただくためのものです。

【スケジュールに関すること】

Q6 本線の整備によって移転する場合、いつ頃になるのか。

A6

・用地契約・補償金支払いのタイミングで移転を実施いただくこととなります。翌年度に予定する用地説明会の後、順次、物件調査、用地折衝・協議に着手する予定です。

Q7 この事業にはどのくらいの期間を要するのか。

A7

・補助第83号線については、令和7年度を目途に事業認可を取得していく予定です。その後、用地等の補償に関する説明会を行い、概ね10年を目途に工事着手したいと考えています。早期整備に努めてまいります。